

# 設置しましたか？ 住宅用火災警報器

～里見香奈さんも一日消防長でPR～



出雲市在住の将棋の女流棋士で、女流名人と倉敷藤花の2冠をもつ里見香奈さんが、8月18日、出雲市消防本部の一日消防長になり、住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。

制服姿の里見香奈さんは、市役所での辞令交付式後、市内のショッピングセンター2か所で街頭PRを実施。平成23年6月1日から設置が義務化される住宅用火災警報器の設置を呼びかけるチラシを配りました。

既存住宅への住宅用火災警報器設置の猶予期限が1年を切りました。住宅用火災警報器の設置がまだのご家庭では、ご家族の安全・安心のため早めの設置をお願いします。

## 【住宅用火災警報器の設置場所・感知器の種類】

- 寝室として使用する部屋
  - 寝室が2階にある場合は避難経路となる階段
- それぞれの寝室・階段の天井や壁の上部に取り付けます。

寝室及び階段には煙を感知するタイプの感知器の設置が必要です。電池式と家庭用電源式のタイプがあります。

※設置・点検は個人で容易に行うことができます。業者に依頼しなければならない作業ではありません。

- 住宅用火災警報器は、電気店、消防防災機器取扱店、ホームセンターなどで販売しています。



## 【悪質な訪問販売にご注意!】

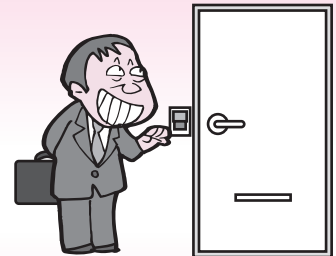
### ★【悪質訪問販売のよくある手口・・・】★

- 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる
- 「消防署（または市役所）から来ました。」と嘘をついてだます
- 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける など

### ★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

- クーリング・オフ制度：住宅用火災警報器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められています。

※ クーリング・オフ制度の詳細は、生活・消費相談センター（TEL21-6682）におたずねください。



おたずね／消防本部予防課 ☎21-6921

広報 **いずも** 第132号

9月は9日(木)・22日(水)発行  
発行日:平成22年(2010)9月9日  
発行:出雲市 編集:広報情報課

### 出雲市役所代表電話番号

本 庁 TEL 21-2211 平田支所 TEL 63-3111 佐田支所 TEL 84-0111  
多伎支所 TEL 86-3111 湖陵支所 TEL 43-1212 大社支所 TEL 53-4444

〒693-8530 出雲市今市町70番地 <http://www.city.izumo.shimane.jp/>

国民健康保険料(第3期)  
後期高齢者医療保険料(第3期)  
の納期は

**9月16日(木)～  
9月30日(木)です。**

期限までに忘れずに納めましょう  
● 市民税課(TEL21-6703) ●